

# **学会誌投稿及び編集等に関する規程**

## **1 掲載内容**

- (1) 「研究論文」
- (2) 「実践報告」
- (3) 学術研究大会記録（講演、共同討議、シンポジウム、研究発表内容等）
- (4) 「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書籍紹介」等

## **2 投稿条件**

- (1) 投稿者は、共著も含め、全員が本学会会員であること。
- (2) 内容は美術教育の発展に期するものであり、未発表のものに限る。
- (3) 投稿者は、学会ホームページもしくは、学会誌最新号の巻末に掲載されている「投稿用紙」に必要事項を記入し、印刷したものを原稿とともに提出すること。
- (4) 「投稿論文等執筆細則」にもとづいた原稿であること。
- (5) 「日本美術教育学会倫理綱領」及び一般的な研究倫理に抵触しないこと。

## **3 掲載条件**

- (1) 「研究論文」で、査読の結果を受け掲載可能と学会誌編集委員会が判断したもの。
- (2) 「実践報告」で、掲載可能と学会誌編集委員会が判断したもの。
- (3) 「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書籍紹介」等で、掲載可能と学会誌編集委員会が判断したもの。

## **4 著作権**

学会誌に掲載された研究論文等の著作権、及び学会誌の出版権は本学会が有する。

## **5 体裁及び執筆要項**

学会誌の体裁はA4版とし、詳細については、別に定める「投稿論文等執筆細則」による。

## **6 校正**

執筆者による校正は、再校（二校）までとする。それ以降は編集委員会にて行う。入稿後の変更は原則として認めない。なお、文字の配列や図版等のレイアウトについては、学会誌編集委員会の判断で変更する場合がある。

## **7 投稿提出物**

- (1) 投稿用紙

共同執筆の場合は、「会員番号」及び「著者氏名」、「Author's names」、「著者所属・職」の欄に、全員分の情報を記入する。その場合、先頭に書かれた者を筆頭（ファースト・

オーサー)とする。「Author's names」欄に記載する、姓は全て大文字、名は頭文字のみ大文字で、以下は小文字で表記する。例: 鈴木弘→SUZUKI, Hiroshi

- (2) 「投稿論文等執筆細則」に従って作成され、プリントアウトされた原稿 4 部
- (3) 採択あるいは掲載可となった場合は、学会誌編集委員会が別途指示をする、文字データ及び図・表のデータ等

## 8 投稿締切日

- (1) 「研究論文」及び「実践報告」の投稿は、毎年 6 月 1 日より受け付け、6 月 30 日を締切日とする(当日消印有効)。締切日を過ぎたものは受理しない。
- (2) 「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書籍紹介」等の投稿は、毎年 6 月 1 日より受け付け、11 月 30 日を締切日とする(当日消印有効)。締切日を過ぎたものは受理しない。

## 9 学会誌発行日

学会誌は、毎年 1 月 31 日を発行日とする。

## 10 学会誌掲載料

「研究論文」は、掲載料として一編につき 20,000 円を納付する。期日までに納付のない場合は掲載しない。学会誌に掲載された「研究論文」の投稿者には、学会誌を 2 部贈呈する(共同執筆の場合は筆頭著者にのみ)。

## 付 則

この規程は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正  
平成 22 年 4 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正  
令和 7 年 2 月 15 日一部改正

## 投稿先

〒422-8021  
静岡市駿河区小鹿 2 丁目 2-1  
静岡県立大学短期大学部内  
日本美術教育学会 編集部  
藤田雅也